

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 総務課 介護保険指導室

介護保険最新情報

今回の内容

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について（補足）

計7枚（本紙を除く）

Vol.895

令和2年12月7日

厚生労働省老健局総務課
介護保険指導室

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3957、3958)
FAX：03-3592-1281

事 務 連 絡
令和 2 年 1 2 月 1 日

各

都道府県
中核市

 介護保険担当部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正について（補足）

標記の件について、令和元年6月14日付け老発0614第2号厚生労働省老健局長通知によりお知らせしたところでありますが、介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者の取扱いについては、別紙のとおりとなりますので、お知らせするとともに、遺漏なきよう対応をお願いします。

なお、該当する事業者への周知につきましても、よろしく願いいたします。

介護療養型医療施設を運営する事業者に係る業務管理体制の整備に
関する事務・監督権限の取扱い

【事務・監督権限】

引き続き、都道府県知事とする。

【解説】

介護療養型医療施設は、既に廃止が決定されているため、介護保険法本則から削除され、附則において令和6年3月31日までの経過措置が設けられ、施設の見直しが順次、進められているところです。

そのため、同一中核市の中に所在する介護療養型医療施設を運営する事業者における業務管理体制の届出先（監督権限）については、運営する介護療養型医療施設が廃止されるまでは、引き続き、都道府県知事となります。

また、同一中核市の中だけに所在する介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者も同様の取扱いとなります。

なお、介護療養型医療施設を含む介護事業所を運営する事業者については、介護療養型医療施設が廃止された時点で、業務管理体制における届出先（監督権限）は、都道府県知事から中核市長へ変更（区分変更）することになりますので、ご留意いただくとともに、併せて、その旨を該当する事業者の説明し、所管変更（区分変更）の届出を都道府県及び中核市に提出するようご指導願います。

老発0614第2号
令和元年6月14日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律」に規定する介護保険法の一部改正
について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律
の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次分権一括法」とい
う。)については、令和元年5月31日に成立し、6月7日に公布されたところ
です。この第9次分権一括法において介護保険法(平成9年法律第123号)
の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

この改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、御了知の上、管内市
区町村を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、そ
の運用に遺漏のないようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

現在、中核市における業務管理体制の整備及び監督の権限は、地域密着
型サービスのみを行う介護事業者に係るものが対象となっており、事業者
に対する業務管理体制に係る指導権限(都道府県)とサービス事業所の指
定及び指導・監督権限(中核市)が分かれているところである。

これについて、今般の権限移譲によって、中核市における介護サービス
事業所の指定及び指導・監督権限との一元化を図ることとするものである。
これにより、事業所への立入検査と事業者本部への業務管理体制の包括的
な確認が可能となり、迅速かつ効果・効率的な監督に資することとなる。

第2 改正内容

指定又は許可を受けている介護サービス事業所又は施設の所在地が一の中核市の区域内にある介護事業者に係る業務管理体制の整備に関する事務・権限を都道府県から中核市に移譲する。

第3 経過措置

- 1 施行日前に、改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）の規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為で、施行日において、命令等の行為又は届出等の行為に係る行政事務を行うべき者が異なる場合は、改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）の規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。
- 2 施行日前に旧介護保険法の規定により都道府県に対し、届出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新介護保険法の規定を適用する。

第4 施行期日

令和3年4月1日

以上